

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

<記載場所>

介護や子育て、福祉に関する悩みや不安なことを、気軽に相談できる場所が地域ケアプラザです。ケアプラザはその地域特有の課題を包括的な視点で整理をして、解決に向けて取り組む責務があります。

- ①健康寿命の延伸のための事業や仕組みづくり（介護予防支援等）
- ②住み慣れた地域で最期まで過ごすことができるための支援体制の構築（地域ケア会議等）
- ③赤ちゃんから小中高生、育児中の子育て支援や学校や家庭以外の居場所づくり
- ④さまざまな障害をもっている方への支援体制の構築
- ⑤定年前の若年世代の不安なことへの解決支援（生活体制整備）

といった、多問題で広範囲にわたる相談支援センターを担っています。

それらの解決のために、当事者や地域住民、地域活動団体、学校、企業等と連携して、ネットワークの構築や課題の整理共有、そして事業の開催等を通じて、地域全体の福祉力の向上を目指しています。

※地域団体（自治会町内会 民生委員児童委員など、ボランティア団体）

■地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステム推進に向けて、地域ケア会議や協議体等を開催し、高齢者や障がい者の方などが、住み慣れた場所で安心して生活できるように、当事者や支援者、地域活動団体、福祉施設、医療、NPO法人等と連携して、一人ひとりがその人らしい生活が送り続けられる地域づくりに取り組んで行きます。

■高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの取組

近年、少子高齢化が進んでいる事により、地域活動が減少し、会の縮小や解散が増加傾向。また、核家族化による介護力の低下や認知症高齢者の増加、ヤングケアラー問題など、様々な社会問題が表面化してきています。これらの地域課題解決に向けて課題の整理と予測を行い、地域ケア会議や協議体等を活用し、町内会自治会や民生委員児童委員、NPO法人、企業、区役所等と連携を密に取りながら、着実に事業の展開を行い、高福祉の実現を目指し、子どもも障がいのある人も高齢者も誰もが生き生きと暮らし、支え合える持続可能な仕組みを作っていくことを目指します。

■専門職人材の確保と育成

専門職の人材の確保と育成は喫緊の課題となっています。そのためにも、離職しない仕組みや働きやすい職場づくり等の環境面を整え、質の高いサービスを提供できるよう、研修などのスキルアップの支援を積極的に行っていきます。

当法人は、1999年に開設された当初より地域ケアプラザ事業を担ってきました。これまで25年間にわたり、地域住民の御指導や助言から多くの事を学ぶことができました。引き続き、地域福祉の向上に向けて、地域の皆様と連携・信頼関係の構築を図りながら推進していきます。

通所介護事業においては、これから働き手不足が課題となっており、離職しない働きやすい環境づくりを行っていくとともに、外部・内部研修などを活用し、職員一人一人のスキルアップを図っていきます。また、積極的に新しい技術等を取り入れながら、継続的なサービス提供に努め、引き続き近隣の保育園や小中学校・住民の方とも連携し、福祉やケアプラザについて知っていただけるように取り組んでいきます。

居宅介護支援事業所においては、地域包括ケアシステムの推進のため、地域ケア会議の開催支援や地域総合相談業務などを通じて、公的なケアプラザのケアマネジャーとして、緊急を要するケアプランや虐待の疑いがある支援困難ケースなど、他事業所では対応しきれないケースの受け入れを積極的に行い、迅速に対応していきます。

また、ケアプラザの役割を理解して、高齢者のみならず、8050問題や子ども、障害者支援の観点を含めて地域ケアプラザのご利用者が自立した生活を営むことができるようケアプランを立案し、ご家族、地域の方々、各関係機関と連携を密に取り、チームとして支援をしていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

<記載場所>

■データ分析等（大正地区）について

担当圏域は原宿町、小雀町、影取町、東俣野町、深谷町・汲沢町の一部となっています。大正東地区民生委員児童委員は31名です。人口2万3493人（令和6年9月末時点）で戸塚区の人口の約12%の割合を占めています。また、65歳以上の高齢化率は31.5%で戸塚区全体の約10%を占めています。一方で0歳から14歳は戸塚区全体の7.4%、15歳から64歳までは7.4%を占めています。要介護認定率は区内でも高い地域となっています。

■地域の特色や魅力

魅力 地域住民同士の繋がりが強く、地域活動団体が多く存在し、様々な場所で居場所作りなどを行っています。高齢者施設も複数あり社会貢献活動も活発に行われています。また、大規模な医療機関や開業医院が充実していて、安心して定住しやすい成熟した地域として捉えております。

課題 地域活動団体の高齢化などによる事業の継続の困難、担い手不足が顕著になってきています。また、築年数の経過した集合住宅や戸建てのエリアが複数あり、新旧住民間での交流や情報が届きにくいなどの課題もあります。近年は、高齢者のみ、高齢者単身の世帯は年々増加傾向となっていますため、家族や地域との関わりが希薄化し、家族の介護力の脆弱さ、特に認知症により理解力・判断力が低下した対象者への対応についても課題となっています。また地勢的に山坂が多く、生活課題として、移動の手段の確保や買い物等の支援が必要となってきています。

■情報収集、課題の把握

運営協議会、大正連合町内会・自治会、大正地区東西民生児童委員協議会、老人会等の各種定例会、地域活動、地域ケア会議、協議体等を活用し、地域の魅力に焦点を当てながら、皆さまからの声を大切に、広い視野で情報収集を行い、地域特性や課題の把握に努めていきます。

■地域の将来像への取り組み

ハートプラン推進におけるサービス創出や継続、発展、小地域レベルの地域ケア会議や協議体等を継続して行い、地域の魅力を最大限に發揮し、地域福祉力を向上させられるように取り組んでいきます。

地域、行政、企業、教育機関、医療機関、介護・福祉関係団体等と目指すべき将来像（ビジョン）を共有し、丁寧なコミュニケーションやコーディネートを行い、多様な主体が相互理解し合い、地域に合わせた方法で寄り添いながら支援していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザ全部署が地域アセスメントの視点を持ち、地域の特性や課題に応じて今まで培ってきたネットワークを十分に活かして連携し対応をしていきます。大正連合町内会自治会、大正地区東西民生児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会をはじめとする地域団体と連携しながら、地域における様々な課題の解決に向けて、情報の共有・連携をしながら支援を行っていきます。

■ 地域・行政・区社会福祉協議会、関係機関との連携

行政機関とは、個別ケース対応から区地域福祉保健計画（ハートプラン）の推進等、連携して取り組んでいきます。戸塚区社会福祉協議会とは、より具体的な地域活動や課題を意識したハートプランの推進と、大正地区社会福祉協議会の理事会員として、より一層の連携と協力をして取り組んでいきます。また、地域福祉力向上のため、ボランティア情報の共有や地域活動支援も行っていきます。医療機関とは、対象者の情報共有や地域住民向けの健康講座、協力医による相談等、連携して地域支援に取り組んでいきます。保育園や幼稚園、小学校・中学校等の教育機関、障がい者施設・高齢者施設、区民活動センター等とは出張授業等の福祉教育やボランティア受け入れ、イベント、運営推進会議や、施設研修への参加等、相互に活動を理解しながら取り組みを進めています。

■ 地域ケアプラザとの連携

他の地域ケアプラザとは協議体（栄区等の隣接するケアプラザ）やサービスB補助事業、地域活動における情報交換等を行いながら連携を図ります。子育て支援団体等（戸塚区地域自立支援協会、戸塚区地域子育て支援拠点等）とのつながりは、多世代の地域づくりの大切なポイントであることから、地域ケアプラザの役割として連携を通して広めていきます。また、区域の課題に対しては、地域ケアプラザ同士で連携し取り組んでいきます。より開かれた地域ケアプラザとして、地域の方々に寄り添えるよう多様な主体と連携・協働しながら地域支援に取り組んでいきます。

(4) 合築施設との連携について（上矢部・東戸塚地域ケアプラザのみ記載）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<記載場所>

●社会福祉法人聖母会 基本理念

「愛と真理に基づき、最も困っている人々に手を差し伸べる」

援助を必要としている人々すべてに福祉活動を行ってきた創立の精神を保持し、時代の沿革の中で社会のニーズに応じてその使命を果たす。

●基本方針

1. 基本理念に基づいた精神的基盤に立ち戻り「人間の尊厳」「いのちの大切さ」に視点を置いたサービスの向上に努める。
2. 地域関係機関や事業内チームの連携を大切にし、地域福祉の向上に努める。
3. 心のこもった暖かいサービスを提供できる職員の育成。
4. 各事業体の健全な運営を図り、利用者に喜ばれ、職員の働きやすい環境を整える。

●事業実績

明治31年10月 熊本にて救ハンセン病事業を始める。

昭和27年5月 社会福祉法の施行を受け、「社会福祉法人聖母会」認可。

北海道から奄美大島まで病院、児童養護施設、保育園、生活困難者相談事業、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、短期入所、訪問介護、訪問看護、地域包括支援センター等の事業を行っている。

●横浜市における事業実績

昭和22年6月 横浜市戸塚区原宿にて「聖母の園養老院」認可。

現在、聖母の園では、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所事業、通所介護事業、認知症対応型通所介護事業、訪問介護事業（介護予防を含む）、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業、配食サービス事業を実施している。

昭和43年4月 横浜市戸塚区原宿にて「聖母の園保育園」開設。

平成11年10月 地域活動交流の場、福祉保健に関する相談・助言を行う在宅介護支援センターとして「横浜市原宿地域ケアプラザ」の運営を横浜市より委託される。

平成29年7月 福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する地域包括支援センターとして、「横浜市深谷俣野地域ケアプラザ」指定管理者の指定を受ける。

※ 戦後、戦災孤児等の保護養育のため養護施設・乳児院を横浜市山手町に開設。

（後の聖母愛児園。現在は他の社会福祉法人へ移管）

多種多様なニーズに対応できる人材育成に努め、長い歴史の中で積み重ねられた様々な経験を活かし、地域福祉事業を通じて地域の皆さんに貢献しています。法人内研修により理念の浸透や施設職員間の交流を深めると共に法人外研修の積極的な参加により、意欲向上のある職員にとって働き甲斐があり、自分らしく、自己実現がしやすい環境整備に努めています。

令和5年度実績

居宅介護支援事業

施設名	年間延べ利用者数
聖母の丘（熊本県）	2216
奄美の園（鹿児島県）	279
聖母の園（横浜市）	865
横浜市原宿地域ケアプラザ（横浜市）	1764
横浜市深谷俣野地域ケアプラザ（横浜市）	1468

聖母ホーム（東京都）	1449	
通所介護事業		
施設名	年間延べ利用者数	平均介護度
聖母の丘（熊本県）	6555	1.9
奄美の園（鹿児島県）	3632	1.8
聖母の園（横浜市）	7324	2.2
横浜市原宿地域ケアプラザ（横浜市）	7867	2.4

認知症対応型通所介護事業		
施設名	年間延べ利用者数	平均介護度
聖母の園（横浜市）	921	3.5
聖母ホーム（東京都）	1746	2.9
横浜市原宿地域ケアプラザ（横浜市）	114	3.2

（2）財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<記載場所>
■令和5年度の予算執行状況(12月31日現在)
【収入】介護保険事業収入（73.4%）児童福祉事業収入（69.7%）保育事業収入（76.5%） 医療事業収入（73.4%）
【支出】人件費支出（71.8%）事業費支出（69.5%）事務費（62.1%）
■財務状況・経営基盤等 社会福祉法人聖母会の計算書類は我が国において一般的に公正妥当と認められる社会福祉法人会計基準に準拠しており、財産・収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められています。（独立監査人の監査報告書より） 法人税、消費税及び地方消費税について未納はなく、納税は速やかに行われています。

3 職員配置及び育成

（1）地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<記載場所>
■所長及び職員の人員配置についての考え方
所長（31年目）、5職種職員（包括支援センター保健師等は8年目・社会福祉士は19年目・主任介護支援専門員22年目・地域活動交流コーディネーター21年目・生活支援コーディネーター22年目）の法人での勤続年数も長く、地域住民の皆様との信頼関係を築き、保ちながら、職員が

働きやすい環境を維持し、経験豊富な職員を配置します。

■有資格者・経験者の確保策の考え方について

今後も人材育成と確保に向けて自己研鑽とともに、内・外部研修等も多く取り入れながらスキルアップを図り、働きやすい職場づくりを行うことで人材の確保に努めていきます。入職後に資格を取得している職員も多数おり、一層の資質向上を目指し業務に取り組んでおります。より良い地域支援のため、適材適所への人材配置が行えるようにしていきます。

■欠員が生じた場合の対応について

全国的に深刻な人材不足を考慮し、速やかにハローワーク、インターネットの求人サイト等、様々な募集手段を通じて職員募集をするとともに、同一法人施設内、或いはケアプラザ内他部署からの異動による補充、職員の手配等により、人材の育成と欠員期間が発生しないようにします。また、働き方改革への十分な対応ができるよう法人顧問の社会保険労務士と連携し、就業規則や給与規程等の整備をしていきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を發揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<記載場所>

■人材育成及び研修計画について

年間研修計画に基づき、法人研修及び聖母の園・横浜市深谷俣野地域ケアプラザとの合同研修、職場内研修（人権・個人情報保護・感染症ほか）を実施すると共に、必要な外部研修にも業務と位置づけて参加していきます。常勤職員・非常勤職員に関わらず、職員の能力・経験等に合わせた研修に参加できるようにします。研修参加者には、報告書の提出及び職員会議等において研修内容について発表してもらうこととし、職場全体のスキルアップを目指します（欠席者には報告書等で内容を周知）。

また、業務上必要な法定研修等は業務とし、研修費用、交通費等の経費はすべて職場負担としていることで、優秀な人材の育成・確保・発掘ができる体制としています。

さらに、資格取得後は給与に反映され、モチベーションアップにつながるように工夫をしています。新職員に対しては、入職時個別にオリエンテーションを実施するとともに、新職員対象の合同研修を年2回（4月と10月）実施します。また、新職員オリエンテーションや職員会議、聖母の園との合同研修、法人研修において基本理念や基本方針等について全職員に周知し、仕事のやりがいや業務の基本の心得を身につけてもらいます。

職員は法人の就業規則の倫理規定に沿って、社会人としての基本的マナーを身につけるよう、挨拶や丁寧な言葉遣い、名札の着用や適切な服装、電話等で氏名を名乗る等の指導を徹底します。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

<記載場所>

■施設及び設備の安全確保及び長寿命化について

基本協定書に基づき、業者委託にて日常清掃・定期清掃・施設管理業務を行い、施設の快適な環境維持管理に努めます。

また、建築物や建築設備等の破損または汚損に対する予防保全に努めるとともに、建築基準法第12条に基づく点検、施設管理者点検（簡易点検）の実施により経年劣化状態を判断し、区と協議の上、ご利用者の安全を第一に考えた上で速やかに回復または保全措置を行います。

■維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について

小破修繕については、日常的な点検により早期発見に努め、区と協議の上（10万円以上は協議書提出、10万円未満は修繕実施報告書の提出）対処します。

物品等については、I種物品管理簿（横浜市所有物品）・II種物品管理簿、固定資産物品台帳、物品管理シール等により適切な管理を行い、横浜市所有物品を廃棄する際には、物品返納等処理票にて区へ報告をします。

植栽管理については、職員による除草作業の実施の他、地域のボランティアの協力も得ながら良好な景観を保持できる仕組みづくりをしていきます。

施設や設備の経過年数及び指定管理期間を考慮し、修繕や購入、保守契約等の計画を立てています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

<記載場所>

■具体的な事件事故の防止体制について

法人作成のマニュアルを職員に周知徹底し事故防止に努めるとともに、ヒヤリハット記録簿にて事故につながりそうなヒヤリとした事は記録にとどめ、その日の引き継ぎ時や会議の時に検証し具体的な解決策を検討します。防犯については、日常の館内巡回や点検を行い、夜間不在時は機械警備により犯罪や事故防止に努めます。ケアプラザ所有の鍵は、管理責任者を所長とし、適切な管理に努めます。

■具体的な事件事故発生時における緊急の対応について、

事故発生時の対応については、マニュアルに基づき適切な対応を行うとともに、その日のうちに関係者で事故原因と対策を検討し再発防止に努めます。事故、災害発生時には、迅速な対応を図る

とともに、関係者及び行政機関、警察、消防署等に対してその旨報告し指示に従います。また、必要に応じて市営戸塚原宿住宅自治会、住宅供給公社等にも報告します。

また、定期的に事故予防についての職場研修を行うとともに、事件事故が起きてしまった際には、再発防止策を含め、職員会議等を通じ全職員で情報共有し、事件事故防止の意識を高めていきます。各種マニュアルは、更新状況の確認のため、隨時及び定期的に職員会議で内容の報告を行い、見直しをしていきます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

■発災時に備えた事前準備について

「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づいて開設準備を行い、区本部の要請により、いち早く要援護者の受入体制を整えることができるよう、備蓄物資や発電機動作確認、ローテーション表の作成等、職員間で共有し訓練することで災害に備えます。

具体的な事前準備として、横浜市より支給される備蓄物資の管理および更新手続き、年に一回以上職員会議時に保管場所、使用方法等についての確認を行います。

原則、震度5強以上の地震等の災害時には職員や家族の安全が確認された後、ケアプラザに駆け付けるように周知し、緊急連絡網も作成し配布しています。事務所職員を中心にローテーション表で勤務が組まれ、適切な運営ができるようにしています。また、横浜市戸塚区災害時電話も常設し、区役所からの要請に備えています。

ボランティアについては、区本部や区ボランティアセンターと連携、情報共有しながら円滑に受け入れを行います。「災害時こころのケアハンドブック」を準備し、被災者、支援者のこころの健康についても配慮していきます。

福祉避難所緊急通行車両の登録を2台行い、要援護者の移送についても協力をしています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

防災については、マニュアルに基づきご利用者参加による防災・避難訓練を年2回以上実施します。また、市営戸塚原宿住宅・原宿地域ケアプラザ共同防火管理協議会の開催及び戸塚原宿住宅住民との共同防災訓練を年2回実施します。

■震災や風水害等といった災害への取り組みについて

災害時は福祉避難場所開設マニュアルに基づいて福祉避難所を開設します。また、施設において防災委員を任命し、年1回以上、災害時応急備蓄物資の点検（補充・廃棄）、備蓄物資使用訓練、災害時の役割分担の確認のための訓練を行います。

近年、大型化し頻回に発生する台風（風水害）については、速やかに情報を収集し、横浜市が作成した「浸水ハザードマップ」などを活用して、地域住民の安全と外出する場合の職員の安全確保に努めます。また特に災害弱者であるご利用者への注意喚起を行うとともに、自助努力による備え（窓ガラスの飛散防止対策等）を行います。

震災については、「横浜市内一斉被災状況報告訓練」等も行い、災害への意識を高めています。また、発生時期の予測が困難なため、地震を想定した避難訓練等も実施し、日頃より什器等の転倒防止策を講じ、二次災害が発生しないよう、備えを充実していきます。貸館利用者には年1回書面と口頭で避難経路と災害時避難マニュアルを説明するとともに館内掲示を行い、自主事業時にも避難経路について説明し、安心してご利用頂けるように努めます。

■感染症の発生・まん延に備えるための取り組みについて

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の発生・まん延に備え、事業継続計画を作成し、それに基づく訓練を実施していきます。具体的には感染症状やその疑いがある場合の対応について就業規則や対応マニュアルの作成とその周知徹底をしていきます。また感染後の拡大（クラスター）を防ぐため、基本的な消毒行為以外にも、出勤時間の変更、業務場所の変更などを実施して、休業することなくサービスの提供ができる体制を維持していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<記載場所>

■市民団体への公正・中立な対応について

施設利用にあたっては、「横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアル」に基づき、各部屋に「ご利用案内」「貸館の予約について」を掲示・周知し、また、年末年始の休館日にかかる場合等は、広報紙やSNS等にも掲載して公正にご利用頂けるよう努めています。

自主事業の申込については、広報紙が回覧板でまわる期間を考慮し、申込開始日を設定する等ルールを設ける工夫も行っています。

■介護保険サービス事業者への公正・中立な対応について

地域包括支援センター事業や居宅介護支援事業所における介護予防ケアマネジメントやケアプラン作成の委託、介護保険サービス事業所等を紹介する際には、ご本人・ご家族にハートページ等を提示し選択して頂けるようにしています。

また、特定の事業所に偏らないように、紹介した事業所を記録するとともに利用者アンケート（年1回）を実施し、皆さまからのご意見も頂くようにしています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

■利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法

苦情解決責任者（所長）、苦情受付担当者（事務所職員）、第三者委員（民生委員・主任児童委員・介護者の会代表）を置き、苦情を受けた際には苦情対応マニュアルに基づき誠意ある対応をして苦情解決に取り組みます。

また、公的機関においても苦情申し出ができる旨を説明し、「横浜市福祉調整委員会」「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」等の連絡先を紹介します。なお、第三者委員会議を11月第3金曜日に定期開催し、その他にも必要に応じて臨時会議を開催し、苦情内容の報告及び助言を求ることとします。

ホームページや館内設置のご意見箱、貸館利用者へは部屋利用チェック表で日常的に利用者のニーズや要望、苦情を受け付けるとともに、地域活動参加時も常に要望等を聞き入れるよう努めています。運営協議会（年2回）、第三者評価受審、区役所による事業実績評価等を通じて関係者の意見・要望をケアプラザ運営に活かしていきます。

ご利用者のニーズ把握については、年1回以上全部署でアンケート調査を行い、その集計をもとに、改善策を検討・実施し、その後の振り返りも含めて、館内掲示等で公表します。また、アンケート結果については第三者委員に報告し助言を求めます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

■個人情報保護の具体的取組について

横浜市原宿地域ケアプラザの管理運営に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、毎年、全職員に研修会を実施し、研修実施報告書及び個人情報漏えい防止チェックシートと、個人情報保護に関する誓約書の提出を義務付けていきます。また、法人の「就業規則」並びに「個人情報取扱規則」に則り、個人情報及び文書等の管理を徹底し、個人情報漏洩防止に努めます。

FAXや郵送等で個人情報を扱う際は2名で確認することや、FAXの際には個人を特定できる箇所は削除する等具体的なルールを設け、個人情報漏洩防止に努めます。職員教育については、年1回職場にて個人情報保護研修を行い、職員全員が常に緊張感を持ち、個人情報を取り扱うようにします。

パソコンの個人情報データについては、ウィルス対策ソフトの導入により常に最新のデータベースを更新し、外部からの不正アクセスに対してセキュリティ対策を施します。また、パソコンに専用の盗難防止チェーンをつなぐか、退勤時に鍵付き書庫にしまうことを職員に義務付け盗難防止に努めるとともに、パソコンを使用する際にはパスワード入力を必要とする等、盗難時の被害を最小限にするための処置を施します。その他、個人情報データのUSB保存は禁止とし、紛失等のリスクを回避します。

■情報公開の具体的取組について

原宿地域ケアプラザの公式ホームページやX（旧Twitter）、フェイスブック、施設の窓口、掲示板、広報紙「生き活き」等で運営状況等の情報を公開し、広報紙は町内会自治会に回覧（回覧板を通して）、その他学校、医療機関、近隣ケアプラザ、区役所、区社会福祉協議会、地区センター、区民活動センター等への配布、大正地区東西民生児童委員、老人クラブ、地域の福祉保健活動団体等や希望者には郵送します。また、事業計画書（予算書含む）・事業報告書（決算書含む）を館内ロビーのラックに置き、来館者が自由に閲覧できるようにします。

介護保険事業については介護サービス情報の公表制度に基づき、通所介護および居宅介護支援のサービス内容や事業所の運営状況等について、指定機関を通じてインターネット上で公表します。その他、法人が所有する情報について文書の開示の申出を受けた際は、法人の「情報公開規程」に則り適切に対応します。

■人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組

近年人権問題は多様化、複雑化しているため、「横浜市人権施策基本方針」にあるように、一人ひとりの市民が互いに尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指すために、外部研修への参加や「広報よこはま」の「人権特集」号等をテキストにして研修機会を設け、職員の人権に関する意識を高め、互いの価値観を認め合うことが人権尊重につながることを職場内において実践できるよう指導していきます。また、人権関係団体やNPO法人等とも協働・連携し、普及啓発を行っていきます。

人権についての相談先として「横浜市市民相談室」や「みんなの人権110番」「子どもの人権110番」「女性の人権ホットライン」等の相談機関やインターネットでの受付もご紹介していきます。また、「犯罪の被害」「よこはまLGBT相談」等も適宜ご紹介していきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

■横浜市地球温暖化対策実行計画について

パソコン等のデータ管理による紙の使用量削減、ペーパーレス化（月間での総印刷枚数の共有・見える化）、コピー用紙の裏面再利用、節水、節電、冷房および暖房の適正温度設定、電動自転車の活用により車の使用を控える等環境に配慮した取り組みを行います。

■ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画について

ヨコハマプラ5.3計画の基本方針

- 1 SDGsの達成と脱炭素社会の実現
- 2 市民ニーズへの対応と安定したごみ処理

基本方針1

政策1) プラスチック対策の推進

事業所内でもごみの分別を継続して実施していきます。また、地域の活動団体等と連携したイベントなどを通じて、地域住民向けにごみの分別や海洋汚染問題に対する啓発・教育・行動を行っていきます。

政策2) 食品ロス削減の推進

食品ロス削減に向けて、地区内でフードドライブの活動を行っています（3年目）。引き続き、関係機関と連携しながらフードドライブの活動を継続し、集まった食品・雑貨などは、地区内（5か所）で活動している、たいしょう食堂食品配布会などへ寄贈していきます。

※フードドライブとは…家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄り、食べ物を必要とする団体や施設に寄付をする活動

また、通所介護のご利用者に提供する食事のロスを少なくするため、ショートステイ利用時等の休みを考慮し、ご利用者数に合わせて食材数を発注する取り組みも継続して行っています。

政策3) 環境学習・普及啓発の推進

ケアアラザのイベント（NPO法人・企業・個人）などを通じて、環境学習や普及啓発の取り組みを行っていきます。

基本方針2

地域のニーズを把握しながら、必要な情報が提供できるように、行政機関等と連携しながら進めています。また、まちの美化運動などにも、学校や環境事業推進委員等と連携し取り組んでいきます。

■市内中小企業振興条例の趣旨に対する考え方について

物品購入、施設整備等にかかる発注先については、横浜市の有資格者名簿（物品・委託等）等を参考に市内中小企業からも見積もりをとる（相見積り）等の配慮をします。

■男女共同参画推進等に対する考え方について

第5次 横浜市男女共同参画行動計画

政策1) 女性活躍のさらなる推進

引き続き、短時間勤務での雇用や働き方改革の推進、男性の育児休業・休暇等を就業規則に定め、誰もが働きやすい環境の整備を行っていきます。

政策2) 安全・安心な暮らしの実現

法人におけるハラスメント窓口相談者（3名）を設けています。また、多様な性のあり方などについても事務所会議などを通じて研修や教育を継続していきます。

政策3) 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり

近年共働きの世帯が増え、男性の家事・育児・介護への参画を推進していくため、地域住民向けに、父親育児支援講座などを関係機関と連携して行っています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<記載場所>

近年、高齢化等による会の解散などがありましたが、講座などを積極的に開催し、自主化を行ったことにより、稼働率はコロナ前の水準まで回復してきています。引き続き、地域ニーズに沿った、事業・講座等を企画・運営し、施設の利用促進を図っていきます。

1 施設の稼働率向上

引き続き地域の方々、団体の皆さまが安心して適切にご利用頂けるようにします。貸館の空き情報については、3ヶ月分を館内に掲示し、SNSにも同様の情報を更新して掲載します。

2 施設貸出の方法

貸館の利用方法については団体登録時に書面と口頭でご説明し、各部屋にも掲示板や掲示スペースを設置してお知らせします。また、避難経路や災害時避難マニュアル等の掲示や口頭でのご説明を継続して行い、安心してご利用頂けるように努めています。

3 利用者への情報提供

情報提供については、引き続きSNSなどを活用し、子どもから外国籍の方など、必要な人に必要な情報が届けられるように、漢字にルビを付けるなどして情報発信を行います。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

<記載場所>

現在、個々のニーズに応じた、きめ細かな対応を5職種で連携しながら行うことにより、高齢・障がい・子どもと隔てることなく課題の把握や包括的な相談対応ができるよう、これを継続するために職場内の社内メールを活用し情報の共有を図ります。

多岐にわたる相談に対応していくために、必要に応じて地域や家族、専門の機関（区役所や戸塚区基幹相談支援センター、戸塚区生活支援センター、学校や病院など）とも連携を密に行っていきます。また、耳の不自由な方の相談にも対応できるように窓口用のコミュニケーションボードを用意しております。

■高齢分野への相談対応について

近年独居高齢者が増えてきているため、早期より相談しやすい環境づくりが大切だと考えています。そのためにも、日頃より大正連合町内会自治会、大正東西地区民生委員児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会、大正地区老人クラブ連合会などと連携を図り包括的に対応していきます。

■子ども分野への相談対応について

近年、学校に通うことが難しくなってきている子どもの増加や、複雑な家庭環境（ヤングケアラーチ等）など、相談内容が多岐にわたるため、学校との連携が不可欠となってきています。学校と家庭以外の第3となる居場所づくりを、様々な機関と連携しながら推進することにより、相談しやすい環境づくりを行っていきます。

■障がい分野への相談対応について

専門機関との連携は必要不可欠であり、地域全体で支え合う環境づくりを推進していく事が求められています。具体的には、講座などを通じて、地域住民向けに障がい理解講座を継続的に行っていきます。また、「障がい学習会」などを通じて、障がい児者の保護者支援も継続して行っていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的管理運営に対する考え方を記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザの役割は、地域の皆さまの施設として、将来にわたり誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるような福祉のまちづくりをしていくことであり、地域の皆さまにとって身近な施設（福祉の拠点）として「地域ケアプラザがあつて良かった」と思われるような施設を目指します。

■各事業担当部門の連携方法について

各部門で把握した地域情報については、5職種会議（月1回）・職員（事務所）会議（月1回）で共有を行います。また、各部門毎に、居宅会議（毎朝・毎週）、包括会議（毎朝・毎週）、サブコーディネーター会議（月1回）、デイ会議、ケース会議（月2回）などを行い情報共有を行い連携を図っていきます。

■関連施設との連携について

とつかハートプランを基に、日ごろから地域と顔の見える関係づくりに取り組み、町内会自治会、民生児童委員、子育てグループ、障がい者活動団体、保健活動推進員他エリア内活動団体、区役所、区社協、医療機関、地区センター、福祉施設等の関係機関と連携・協力し、地域の現状や課題の把握等を行うことにより、より良い地域づくりを目指していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築は、地域福祉の向上には必要不可欠だと考えています。

■地域の関連団体や関連機関との情報共有・ネットワーク構築について

大正連合町内会自治会・大正東西民生児童委員協議会・大正地区社会福祉協議会・大正地区老人クラブ連合会・保健活動推進員などの会合には適宜参加し情報共有を図る他、地域行事は情報共有、ネットワーク構築の大切な機会であり、引き続き積極的に参加していきます。

■高齢関連との情報共有・ネットワーク構築について

近年、高齢者を取り巻く環境として、身寄りなし高齢者問題や経済的な課題、社会的孤立など多岐にわたっています。これらの課題解決に向けて、「高齢者ボランティア受け入れ施設連絡会」の開催や、「社会福祉法人とつながる連絡会」などに参加し情報を共有し、施設間のネットワークが構築されることにより、地域の高齢者が安心して生活できるまちづくりに繋がっていくと考えており、その仕組みづくりを進めていきます。

■子育て・障がい関連施設との情報共有・ネットワーク構築について

保育園・小学校・中学校等との情報共有を密に行っていく事は、子育て支援においては重要だと

考えています。近年子育てを取り巻く環境は大きく変わってきており、早期（妊娠期）から地域とつながる事が大切となってきています。そのためにも、学校・地域・子育て団体などの垣根を越えて、地域全体で支援を行っていく必要があると考えています。引き続き学校行事や学校運営協議会（現在小学校1校、中学校1校）などに参加し、ネットワークの構築を図っていきます。

障がいの分野については、施設やNPO法人と連携を深め、個別課題から地域貢献活動まで幅広い関わりをもてるよう取り組んでいきます。特に相談については、基幹相談支援センターや生活支援センター等と連携しネットワークの構築を図っていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

令和6年度 戸塚区運営方針

I 基本目標

「こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか」

II 目標達成に向けた施策

1 人と人がつながるまちづくり

2 安全・安心を実感できるまちづくり

3 誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくり

4 活気に満ちた魅力あふれるまちづくり 令和6年度戸塚区運営方針 参照

基本目標達成に向けて、日常業務において必要な情報や課題等を円滑に共有できるように連携をしていきます。地区担当者との個別ケース対応では、迅速かつ柔軟に優先順位をつけながら支援していくよう連携を図ります。

目標達成に向けた施策

1 人と人がつながるまちづくり

町内会・自治会以外にも、委嘱団体やNPO法人、社会福祉法人、民間企業、学校、など様々な団体と連携・共有しながら、地域の課題の把握、解決に向けて、区レベル地域ケア会議や自主事業等を開催し、より良いまち戸塚を作り上げるために協働をしていきます。

2 安全・安心を実感できるまちづくり

災害はいつ起きるか予測ができないため、町内会自治会の防災拠点訓練などにも積極的に参加し、関係性の構築を行っていきます。また、自主事業（「能登半島復興応援イベント等」）を通じて防災・減災への意識啓発なども継続して行っていきます。特に災害時の高齢者のデジタルデバイド解消（情報の格差解消）に向けた取り組みなども継続していきます。

3 誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくり

とつかハートプランについては、第4期計画の推進及び振り返り、第5期計画策定のために地域連携チームとして連携し、役割分担を確認しながら自主的な地域づくりができるような支援に努めています。ハートプラン推進のツールとして「大正地区地域福祉まっふ」や「大正地区カフェま

「つぶ」の更新、周知のためのアンケート調査等、今後も住みやすいまちづくりを行っていきます。

子育て分野では、早期から親子が地域とつながるきっかけ作りを「子育て連絡会」を中心に取り組んでいき、子育ての情報や居場所の提供などを発信していきます。また、高齢者や障がいのある方等が地域で孤立せず安心して過ごせるように、介護予防事業や居場所作りなどを推進していきます。

4 活気に満ちた魅力あふれるまちづくり

地域の団体や企業が開催しているイベントなどに関わり、地元愛をはぐくむような取り組みを行っていきます。また、地域にある資源（社会福祉法人・地区内の委嘱団体等・原宿商店街・企業等）を活用しながら自主事業などを展開し、魅力あふれるまちづくりを推進していきます。

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<記載場所>

とつかハートプラン

基本理念 誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現

基本目標 1 支えあいと助けあいのあるまち 2 みんながふれあう場のあるまち

3 安全・安心、人にやさしいまち 4 いつまでも元気で健やかに暮らせるまち

第4期とつかハートプラン参照

大正地区ハートプラン

目標 みんなで安全・安心なまちづくり

～笑顔で挨拶、見守り、助け・支え合えるやさしいまち～

区地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画については、毎月行われている大正地区社会福祉協議会執行部会へ参加し、地域課題の共有から課題解決に向けて、区役所、区社協、連合町内会自治会、民生児童委員協議会や地域住民等と協力して取り組んでいきます。

1 地域連携チームとの連携

大正地区社会福祉協議会執行部会の定例会や地域連携チーム会議等に参加し、地域情報や課題の共有、課題解決に向けて取り組んでいきます。

ハートプラン推進・周知のためのアンケートの継続、ケアプラザで行っているイベント等でも地区別計画についての周知を行っていきます。

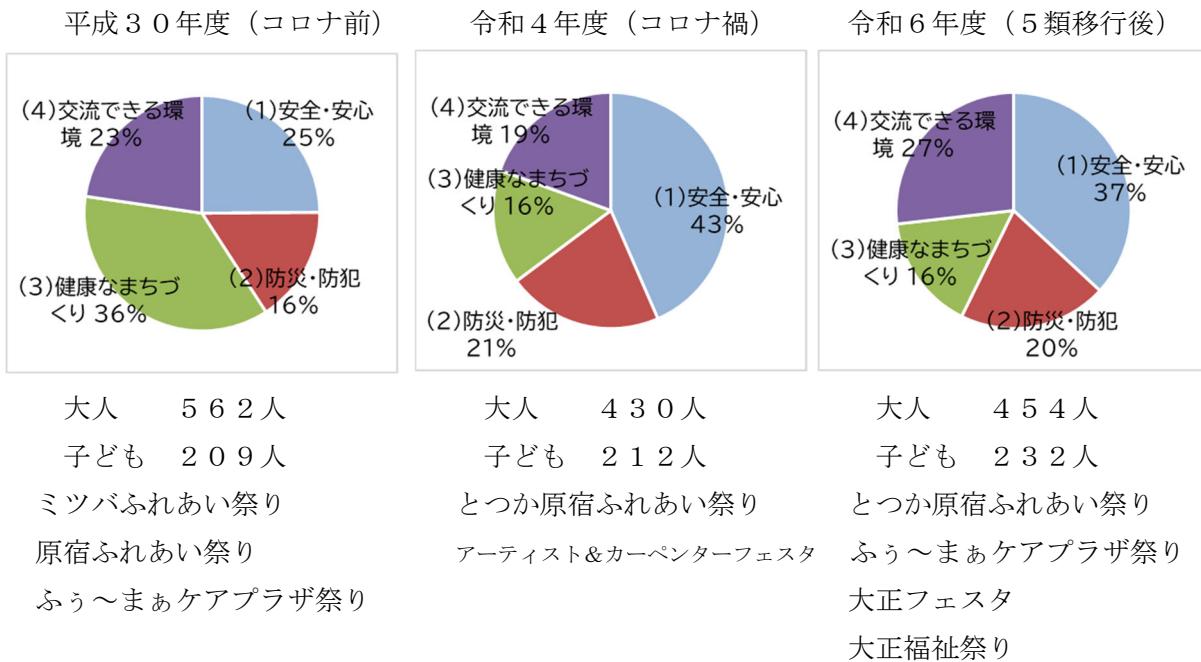
2 地域との連携

地区別支援チームのメンバーとして、第4期計画の振り返り及び第5期計画の策定に向けて支援を行っていきます。

ケアプラザの自主事業や地域の活動を通して、とつかハートプランをより身近に感じていただけるような仕組みづくりを住民、事業者、行政等と協働しながら取り組んでいきます。

大正地区で掲げてられている、「安全・安心なまち」・「多世代交流できる環境」・「防災・減災・防犯」・「健康なまちづくり」への取組みを支援していきます。

■ハートプラン周知アンケート結果



(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

1 高齢者分野

高齢者がいつまでも健康に過ごし、認知症など支援が必要になっても、地域から孤立するがないように、新たな活動の場や居場所作りを継続的に行っていきます。

主な取り組み事例

●傾聴ボランティア「虹」（チームオレンジ事業）

外出が困難な高齢者への支援として、傾聴ボランティアの派遣を継続していきます。

●スマホカフェ

高齢者のデジタルデバイド解消に向け、企業、団体等と連携し、スマホ教室に参加したシニアの方をシニアサポート（講師）として養成し、現在は自主化した「とつかスマホサポートーズ」が運営を行い、地域住民向けにスマホカフェを開催しています。

●おしゃべりカフェ（チームオレンジ事業）

地域ケア会議等から見えてきた課題をもとに、地域住民と連携し新たな活動の場や居場所としてのカフェを開催しています。引き続き、地域住民の居場所となるよう支援を行っていきます。

2 子ども・青少年分野

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもたちの貧困や進学、就労についての困難さを改めて知ることとなりました。親子が地域で孤立することがないよう、学校・家庭以外の第3の居場所づくりを継続して行っています。

●フリースペース「SORA」

実際に不登校児の母親から相談を受け、学校、NPO法人、企業等と連携しながら会の立ち上げを行いました。引き続き、関係機関と連携を行いながら継続して行います。

●食品配布会

コロナ禍の時期から、子どもたちへの支援の方法として開催し、現在は、戸塚区社会福祉協議会、NPO法人、地域の有志等の方からの支援を受け、3か月に1回開催しています。引き続き関係機関との連携を行いながら、問題解決に向けて支援を行っていきます。

3 子育て分野

子育て支援については、近隣幼稚園、保育園、子育て支援拠点等と「子育て連絡会」を行い、地域課題の把握や支援を継続して行います。コロナ禍以降、子どもの体力低下等が顕著になってきているため、外遊びの魅力発信のツールとして、現在作成している「大正地区おでかけマップ」などを活用し、周知を図って行います。近年町内会への加入率も減少傾向のため、地域情報の格差をなくすためにも、必要な情報を必要な方へ伝えることを目的として、アクセスがしやすい二次元コードやSNS等を活用し周知を図って行います。

●父親育児支援（とつかパパ楽の会など）

近年父親も積極的に育児に関わるようになりつつあり、地区内のサロンに父子で参加する方が増えてきています。その反面、両親共に子育てに行き詰ってしまう家庭や、父親も横のつながりを求めていているため、父親への育児支援も継続して行っています。

●にこにこフリーマーケット

子育て中の母親より、子育てをしていく中で、親同士の交流の場がないかとの相談を受け、複数回の検討を重ねて、地区センターを会場としたフリーマーケット（情報共有の場として）を開催しています。会を重ねるごとにネットワークの輪が広がり一定の効果が得られています。

4 障がい分野

障がいのある方が地域で自分らしく暮らしていくために、地域の誰もが障がいを理解できるよう普及啓発を継続して行っています。また、学齢期から成人期へ、切れ目のない支援を行うために、関係機関や、既存の支援団体とも連携を密にしながら支援を行っていきます。

●障がいを正しく理解すための学習会（障がい学習会）

障がい児・者に関係のある方の勉強会や、保護者同士の情報共有、地域住民への普及啓発（地域の障がい当事者・家族への講演会）等を行っています。

●障がい理解講座

地域住民向けに、障がい理解の促進・啓発として講演会等を行いました。講演「生き辛さを抱え

ている方へ」では心療内科の医師を、「知っててよかった講座 暮らし・生活編」では当事者の方をお招きし具体的なお話を伺うことが出来ました。引き続き、障がい理解の促進・啓発を行っていきます。

スマホカフェ（参加者から担い手へ）

食品配布会

にこにこマルシェ



5 自主化への取り組み

自主事業は地域の課題解決や地域のニーズに沿った形で企画・運営を行っていきます。必要に応じて自主活動グループの立ち上げに向けて支援を行っていきます。

自主化事例

介護予防体操 「G o G o 体操」・「男の筋トレ」

地域交流自主事業 「ヨガ教室」・「たいしよう食堂」・「食品配布会」

障がい分野 「もぐらの会」

障がい関連事業など、当事者の自主運営が困難な場合においては、ケアプラザの事業として継続的に実施していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

■利用率の推移

団体登録数	令和6年度（4月～12月）			平成31年度（4月～12月）		
	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝
多目的ホール	70%	60%	66%	75%	65%	69%
調理室	8.1%	25.7%	17%	28%	8%	25%
ボランティアルーム	60%	31%	56%	66%	37%	53%
地域ケアルーム	47%	23%	27%	42%	20%	33%
延べ利用人数	11,652人			13,883人		

コロナ禍以降、ケアプラザ貸し室の稼働率はコロナ前の水準まで戻ってきています。引き続き、3か月分の空き状況を館内に掲示するほか、SNS等に毎月最新の情報を掲載し、利用促進を図ります。土日、祝祭日の稼働率は平日に比べて低かったですが、自主事業や新たな活動団体への周知を行い、稼働率も増加してきています。しかし、夜間の稼働率が低いため、自主事業の開催や、趣味・講座等の活動団体に利用して頂けるよう、広報紙、SNSや、地域の会合等を通して周知していきます。

コロナ禍以降、活動の休止や解散等の事案も増えてきているため、既存の団体への支援を行い、また新たな活動のきっかけとなるよう、積極的にケアプラザの利用を勧めるとともに、新たな担い手を増やしていきます。また、既存の団体の許可を得て、活動内容の紹介やメンバーの受け入れ状況等について、他のご利用者へ広報紙等を通じて情報提供を行い、利用促進を図っていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

<記載場所>

ボランティア登録数 70名

近年高齢化などにより、実際にボランティアをされている方は減少傾向となっているため、新たなボランティア登録及び育成は急務と感じています。そのため引き続き、稼働世代向けへのアプローチや区社協ボランティアセンター、区民活動センター等との定期的な情報共有を行い、新たなボランティア活動へつながるように働きかけを行っていきます。

1 ボランティア登録

自主事業などに参加された方や、ボランティア活動を希望している方へ活動の場の提供を行うだ

けではなく、活動者の知人を紹介して頂くなど、ボランティア活動の輪が広がるような取り組みを行い、新たな活動者を増やしていきます。また、シニアボランティアポイント登録研修会を定期的に実施していきます。

2 育成とコーディネート

育成については、ボランティア活動の目的や意義などを伝えるだけではなく、モチベーションの維持・向上を図り、活動における達成感等を感じていただけるように働きかけを行い長期的に活動して頂けるように取り組んでいきます。

コーディネートについては、活動者の希望や要望と受入れ側が求める活動をマッチングできるよう調整していきます。そのために継続した社会資源の把握と新たな活動の場の創出等、幅広く紹介できるように多種多様な主体と連携していきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<記載場所>

近年、町内会自治会への未加入の方が増えてきているため、地域の活動団体やボランティアグループのネットワークを活用しながら、情報発信・提供などを行い、情報の格差が生じないように努めています。

1 福祉保健活動団体や人材等の情報収集

大正地区内にある、深谷俣野地域ケアプラザの地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターと定期的に集まり福祉保健団体や人材などについての情報交換を行います。また、把握した福祉保健活動や人材等については、5職種会議などを通じて共有を行っていきます。

町内会・自治会、民生児童委員、区役所、区・地区社会福祉協議会、委嘱団体（保健活動推進員、青少年指導員）等と連携・共有し、福祉保健活動団体や人材等の情報収集を行い発信していきます。

2 情報提供について

広報紙やホームページ（SNS含む）及び子育て世帯に向けては二次元コード等を活用し、必要な情報が必要な人へ届けられるように、関係機関とも連携し周知を行っていきます。

情報提供のツールとして、地域課題を解決するために、「お買い物宅配サービス情報」・「大正地区カフェマップ」・「大正地区食事宅配サービスリスト」を作成し、適時更新を行い情報発信と周知を行っていきます。引き続き、地域課題やニーズ等の情報収集を行いながら、必要に応じて情報提供できるツールを作成していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

生活支援コーディネーターは、高齢者や障がい者などの支援が必要な人々が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするために、地域のボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等と連携・協働し、目標達成に向けた課題等を共有し、地域のニーズに合わせて、「交流・居場所づくり」「生活支援」「見守り・つながり」などの必要な支援体制を地域全体で支える仕組みづくりを地域の方々や関係機関と連携し推進していきます。

1 アセスメントシートの作成（担当地域におけるニーズの把握）

担当地域の地域特性や地域課題等のニーズを把握するために地域に足を運び、地域の方々や団体、施設等へのヒアリングや、区役所や区社会福祉協議会、ケアプラザが把握している情報等を集約しアセスメントシートを作成していきます。

2 高齢者の生活上のニーズ把握

大正連合町内会自治会、大正地区東西民生児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会、保健活動推進員等の各種委員会、企業や施設等が開催する地域行事や活動へも積極的に参加し、地域住民との対話をしていくことにより、ニーズの把握を行っていきます。

3 分析

把握したニーズや課題をもとに、所長・地域包括支援センター職員・地域活動交流コーディネーター等と連携し分析を行い、課題解決に向けた取り組み（地域支援計画や自主・共催事業へ反映）や支援を行っていきます。

高齢者の生活上の困りごとや地域課題解決に向けて、大正地区お買物宅配サービス情報、大正地区カフェまっぷ、大正地区食事宅配サービスリスト等を作成・更新し、情報発信を行っていきます。今後も地域のニーズに沿った情報紙を作成していきます。

人生100年時代と言われている中、栄養、体操、口腔だけではなく、家計管理（お金）やお一人様問題など高齢者を取り巻く環境は複雑化しているため、多職種で連携しながら自主事業等を通じて取り組みを行っていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

1 多様な主体による社会資源の把握

企業やNPO法人、地域活動団体等のそれぞれの主体がもつ役割や機能、取り組みを理解したうえで、目的をもってその活動に参加させて頂くことが社会資源把握の貴重な場であると考え、顔の

見える関係性を構築していきます。

把握した社会資源については、5職種会議・事務所会議（7職種会議）等を活用し所内で情報共有していきます。

「横浜市地域活動・サービスデータベースシステム A y a m u」を活用して、地域の様々な活動等を把握（集約）し地域に発信していきます。

2 多様な主体による社会資源の分析

多様な主体で行われている地域活動やサービスとハートプラン地区別計画（重要な取り組みにおける4本の柱）と照らし合わせ、地域の活動団体や関係機関等を含め現状の分析を行っていきます。また、活動団体の運営者側のニーズも理解し、継続した資源となりうるような支援も行い、区域や市域の情報も収集していくように区役所や区社会福祉協議会等と協力・連携していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

「2025年問題」に向けてこの地域にお住まいの高齢者が自分らしく暮らし続けるために、多様な主体による高齢者の生活支援・介護予防・社会参加ができる環境を整えた地域づくりを目指していきます。

1 地域像の共有

大正連合町内会自治会、大正地区東西民生児童委員協議会、大正地区社会福祉協議会等の定例会、地域活動への参加、協議体等を活用し、地域や団体ごとに考えている地域像や課題等を共有し、地域の方々とケアプラザ職員を含む専門職の地域像が一致するように働きかけを行っていきます。

2 地域の活動・サービスの創出

新たなサービスを創出するために、積極的に地域ニーズの把握を行っていきます。そのためにも地域住民との信頼関係を築き、地域の目指す姿の共有や役割等を確認しながら、協議体を進めています。

目指す地域像に合わせて、必要な情報の提供だけではなく、区役所、区社会福祉協議会、NPO法人等と連携を図り、参加者全員が一つのチームとして機能するように支援を行っていきます。

3 地域活動の継続・発展

地域活動の継続・発展に向けて、必要な情報の提供だけではなく、団体の思い（課題の共有等）に寄り添いながら、広報活動や地域活動団体などの関係機関との連携についても共有し、サービスの継続・発展への支援を行っていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

<記載場所>

1 高齢者の生活上のニーズ

原宿エリアは山坂が多く、日々の移動・買い物などの問題が発生してきています。現在、地域貢献バス（小雀町）やコミュニティバス（東俣野町）などが運行していますが、引き続き地域住民から生活状況等のヒアリングを行いながらニーズを把握し、関係機関と連携を図りながら地域課題の解決に向けて支援を行っていきます。

2 社会資源のマッチング

横浜市「ハマボノ・オンライン」（課題を抱える地域団体等の課題解決につながる具体的な成果物の提供や地域活動団体の支援を行う）等地域づくりに関する様々な情報提供を行っていきます。

社会資源のマッチングを行うために、日頃より地域活動団体や関係機関との信頼関係を築き、ネットワークの構築を行っていきます。また、社会資源のマッチング後は、定期的に参加者からのアンケートや支援者同士での振り返りやフィードバックなどを行っていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

総合相談支援については相談内容が多岐にわたることから、相談者への情報提供資料等の蓄積に加え、必要に応じて他機関への連絡調整を行い、つなぐ役割も果たします。

地域住民の最初の相談窓口として機能できるように、相談員の専門性を高め、多様な機関との連携体制を強化していきます。

相談に来所される方のプライバシーが保たれること、相談しやすい雰囲気作りのために、相談スペースの環境や応対の仕方について定期的に見直し、改善を行っていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

認知症の方を介護する家族からの相談については、その悩みや不安に対し真摯に向き合い、家族介護者の精神的・身体的負担を軽減することと同時に発症した本人自身の思いにも耳を傾け、出来る限りその希望がかなうような支援を目指していきます。

具体的には、チームオレンジの活動を通して、本人が希望する生活の場（地域）で安心して日常生活を送ることができるよう、地域住民の理解と見守りの輪が広がるような支援体制を構築していきます。

ケアプラザとして、認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に関する知識の普及啓発活動を地域住民向けに行うことで、早期発見、早期対応できるようにしていきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

高齢者や障がい者等の権利が守られるように細心の注意を払い、相談を受けていきます。成年後見制度については、「法定後見制度」を利用することで本人の行動に制限が出る可能性もあり、十分に本人・親族の了解をとり進めていきます。親族申立てへの支援では、可能な限り申し立てを行う親族の負担感・不安をやわらげるため、本人の診断書作成のための受診や後見人等が選任されるまでの金銭管理については、行政機関・区社協だけでなく様々なサービス事業者の協力を得ながら、本人および家族を支えていきます。後見人等が選任されたのちも、後見人等と連携をとりフォローしていきます。

また将来、判断力が低下した際の備えとして有効な「任意後見制度」については、必要性がまだ十分に周知されていないこともあり相談件数が少ないのが現状です。この現状を踏まえ、地域住民向けに講座等を開催し、更に周知を図っていきます。

高齢者虐待については、予防の観点と早期発見・早期対応の体制作りの両面からの取り組みを、今後も区役所と連携して行っています。特に認知症の高齢者を介護している家族への支援（負担軽減・精神面でのフォロー）を進めています。

消費者被害の防止については、民生児童委員や事業所等からの情報提供による早期発見、横浜市消費生活総合センター等と連携し、地域住民向けの講座等で啓発活動をしていきます。

相談を受ける中で家族の介護負担が大きいと思われるケースでは、介護者の想いに耳を傾け精神的な負担の軽減に努めます。必要に応じて「よつばの会」（介護者の会）の情報提供を行い、参加への働きかけを行っていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

居宅介護支援事業所訪問を継続的に行いケアマネジャーが抱える課題の把握に努め、共通した課題の解決に向けて関係機関との連絡・調整等の必要な支援や研修会を開催します。ケアプラザに集積する地域団体の活動事業や福祉保健医療等の情報を整理して、ケアマネジャーや担当ケースの家族介護者に役立つ社会資源等の情報を提供していきます。居宅介護支援事業所連絡会では、ケアマネジャーのスキルアップや民生委員等との連携促進を目的とした研修会を開催します。ケアマネジャーと地域のインフォーマルサービス組織や関係者等が顔合わせ・情報交換等が出来る場を提供していきます。各種連絡会に参加しにくい環境にある小規模事業所（1人ケアマネジャー）に適切な情報提供を行っていきます。

また、地域住民向け研修を実施し介護保険制度の概要、施設情報、ケアマネジャー業務の内容や役割、目的等を伝えることで、意識啓発とケアマネジャーの業務支援となるような研修を構成していきます。

主任ケアマネジャー連絡会において、新任ケアマネジャーの実務研修会を実施し育成支援を行っていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

平成12年から毎月開催してきた「介護リハビリ研究会」(令和7年1月現在で260回開催)のメンバー（ケアマネジャー、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師など）とスキルアップ研修や事例検討会を通じて、人材育成・支援を行うことができたため、今後も継続的に開催支援を実施していきます。戸塚区在宅療養連絡会（ほーめっと）等にも参画し、医療知識の向上や顔の見える関係づくりを行い、連携を深めていきます。また、医療依存度の高いケースの検討会開催や戸塚区在宅医療相談室との連携を強化し、在宅医療の充実を目指していきます。地域ケア会議開催と協力の呼びかけのため、介護事業所、医療機関等との連携も強化していきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

総合相談支援業務やケアマネジャーの相談の中から、類似した課題を持っているケースを選定し、多職種を交えて、多角的な視点から検討し課題解決に向けた、個別ケース地域ケア会議を開催します。

個別ケース課題を積み重ねることで、地域に共通した課題やニーズの抽出を行い、包括レベル地域ケア会議を開催します。地域ケア会議開催を通じて、地域特性や課題を整理し、専門多職種を交えた検討、個別支援の充実、参加者のスキルアップとノウハウの蓄積、関係団体や職種間の連携強化を図っていきます。地域ケア会議開催後は、振り返り作業を行い、具体的な課題解決に向けた連携・調整をしていきます。

また、区役所と連携して、地域ケア会議および振り返りの中で得られた様々な意見を整理し、地域活動の創出・継続・発展に向けた取り組みや多種多様な社会資源と連携した地域づくりに向けて活動していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

<記載場所>

事業実施に係る人員の確保・育成の方法として、総合事業の導入により、フォーマルサービスだけでなくインフォーマルサービスも積極的に取り入れた多様で柔軟なケアマネジメントが求められているため、多くの社会資源の情報提供を行っていきます。また、ケアマネジャー等に対してもケアプランに取り入れてもらえるような働きかけを随時行い、自立に資するケアマネジメントの立案に向けた支援を行っていきます。

また、担当エリアの介護予防プランケースの十分な把握に努め、適切な支援や助言が行える体制づくりを行っていきます。

指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容に関しては、利用者のニーズや状態の変化等を予測し、かつ、特定の事業所に偏ることなく公正中立に配慮し選定します。業務委託の際には可能な限り同行訪問し、利用者自身が意欲的な生活を継続できるよう、担当ケアマネジャーと情報共有を密に行い、ケアプランの作成が円滑に行えるよう支援していきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

<記載場所>

介護予防の普及啓発については、地域特性を考慮した啓発活動となるよう、地域高齢者の生活状況や健康課題、介護予防に関連するニーズの把握に努めます。その方法として、自主事業やその他事業の場でアンケート等を実施し、事業計画を立案、実施していきます。

地域活動支援については、身近な介護予防活動の拠点となる元気づくりステーションや、その他既存の介護予防活動団体の活動に可能な限り参加し、関係性の構築、課題やニーズの把握・解決に努めながら、継続的な活動が行えるよう支援していきます。また、その継続に必要な人材であるボランティアの発掘、育成、支援を区役所や保健活動推進員等と協働していきます。

高齢者人口の増加に伴い、年々増加している認知症に対して正しい理解の普及啓発・予防講座等を開催していきます。

また、地域の高齢者だけでなく壮年世代の方々も、日頃から介護予防を意識して生活できるよう、身体面、精神面、栄養面等、多面的に捉え講座を開催し、情報を提供していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

<記載場所>

5職種会議を継続的に開催し、地域活動報告やアセスメントシートの更新を町別に原則毎月実施し、地域特性、社会資源等を情報共有することにより、地域団体との良好な関係性を築き、多様な主体による地域づくりを意識して業務に取り組んでいきます。

原宿地域ケアプラザエリアには、地域密着型事業所が8事業所（原宿、東俣野、小雀、影取）あり、年間に30回ほどの「地域運営推進会議」の開催と参加要請に対応していきます。

居宅介護支援事業所連絡会において、ケアマネジャーと民生委員が合同で研修会を開催し、インフォーマルサービス、ボランティア団体等の紹介を行い、顔の見える関係作りを行っていきます。

地域の医療機関に定期的に訪問し、ケアプラザのパンフレットと広報紙の配架協力を依頼しています。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<記載場所>

- 1 地域のニーズにしっかりと対応できるための人材の確保
- 2 温かみのある人間性と専門職の育成
- 3 安定的にサービス提供ができるための経営基盤の強化
を最優先に取り組んでいきます。

■質の高いサービス提供について

- 4 土曜日・日曜日・祝祭日もケアマネジャーを配置して、安心してご相談をいただける体制
- 5 夜間も含めて24時間連絡相談可能な人員体制
- 6 地域包括支援センターと連携して地域住民からの総合相談業務の実施
- 7 戸塚区介護支援専門員連絡会の運営幹事への職員派遣
- 8 介護支援専門員試験の合格者のための実務研修受け入れ体制の整備
を着実に提供していきます。
- 9 常勤の介護支援専門員を6名配置（うち主任介護支援専門員4名・社会福祉士職3名）
- 10 毎年、利用者アンケートを行い、ご意見を振り返り、改善に向けて取り組みます。

■指定介護予防支援事業者との連携体制について

同一建物にある利点を活かして、介護認定を受けた地域住民のケアプランの作成依頼について、積極的に受け入れ、特に要支援の方のケアプランの作成依頼についても50件以上引き受け対応をしていきます。また、支援や接近が難しいケアプランケースの依頼についても、連携しながら、支援体制を構築して対応していきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

■サービスメニュー（プログラム）

送迎・健康チェック・入浴・趣味活動・娯楽・昼食（昼食・おやつ作り）・体操・選択レクリエーション・外出機能訓練・生活機能維持プログラム・運動機能維持プログラム

■運営方針について

要介護状態となった方を対象に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

感染症・非常災害発生時においても、マニュアル・訓練の徹底を行い可能な限り事業を継続し支援できるようにしていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

<記載場所>

■収支計画について

毎年の年末までに、当年度の補正予算案と次年度の事業計画と当初予算案を立案していきます。また収支状況によって事業の見直し、支出の見直しを行い、経営の安定を図っていきます。

また、中長期計画として、200万円以上の高額備品（コンピュータ・サーバーや福祉送迎車両）の買い替え等計画的に行い、滞りなくサービス提供が継続できる体制を構築します。

また、原宿ケアプラザの職員は定着率が高く、所長・地域交流・生活体制整備事業コーディネーター・地域包括支援センター3職種の法人での勤続年数は平均20年と長いため、経験豊富な職員が多く、日々の業務をこなしていくためには欠かせない存在となっております。なお、人件費の不足分（地域ケアプラザ運営事業・生活支援体制整備事業・地域包括支援センター事業）は介護保険収入を充当し、現在の職員体制を維持していきたいと考えています。

引き続き、毎年度の決算では会計事務所にて収支状況を精査してもらい、安定経営が行えるよう、事業継続を行っていきます。

■利用者サービスのための経費に対する考え方について

安全・安心で良質なサービスの提供をするため、設備の故障による危険性を考慮した「事故予防のための修繕」の考えに重点をおいて、計画的に経費を活用していきます。特に備品の管理については、市民の皆さんから借り受けているという気持ちで、建物や備品を大切に使用していきます。

原宿地域ケアプラザは1999年10月に竣工し、25年が経過しているため、経年劣化による故障、修繕等の頻度が多く発生しています。そのため大型修繕が予測される事案については、事前に区役所に早い段階から報告と相談の連絡を行い、建物・設備の定期保守点検及び施設管理者点検、建築基準法12条に基づく点検等を通じて修繕対応を計画的に行います。

利用者サービス向上とリスクマネジメント対策として、通話録音装置の導入を行いました。引き続き、従来通り利用者アンケートやホームページ、ご意見箱等のツールを使い、環境整備や備品購入等についてはご利用者の意見を反映し、サービスの向上に努めています。

引き続き地域の皆さんに質の高いサービスを提供していくため、研修等により更なる資質向上を図っていきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

■利用料金の収支の活用について

指定管理料で不足する場合は、利用料金（介護保険事業収入）を充当し、事業継承していくためにも、施設全体での収支が黒字になるような運営を行っていきます。

■運営費等を低額に抑える工夫について

運営費等を低額に抑えるために、固定費の見直し、人件費の適正化、物品購入の最適化、エネルギーコストの削減など様々な取り組みを行っていきます。

1 固定費の見直し

- ① 通信費の削減にむけて、携帯電話の無料通話分等を活用していきます。
- ② 日常的に、節電・節水を心掛け光熱費の削減に取り組むだけではなく、備品類についても長期使用をするように努めています。
- ③ 現在契約しているサービスなどについても定期的に見直しを行い、再評価を行っていきます。

2 人件費の適正化

業務手順の見直しや工夫に加え、ＩＣＴ等積極的に活用していくことにより、業務の効率化を組織全体で取り組み人件費の削減を図っていきます。

3 物品購入の最適化

- ① 1万円未満の低額物品を購入の際にも、複数の業者と価格や送料等を比較して、適正な価格帯を算出してから購入していきます。
- ② 高額な契約等に関しては3社以上の見積もりを行い購入先を判断していきます。
- ③ 物品購入時には、事前申請・承認・発注といった一連の手続きを徹底し、支出の適正な管理を行っていきます。

4 エネルギーコストの削減

- ① 室温の適正化（夏場は高め、冬場は低めに設定する等）を状況に応じて調整していきます。
- ② 空調機器の定期的なメンテナンスを行い無駄なエネルギーの消費を抑えています。
- ③ 空調機器の風向きなどを調整するなど、冷暖房効率を考えた使用を行っていきます。

上記取り組み以外にも、電動自転車の使用頻度を高めることによるガソリン代やバス代等の交通費の節約、紙のプリントアウト量の少量化、印刷用紙の裏面使用の他に、法人のスケールメリットを活かし、自動車の任意保険、パソコン等のネットワーク機器の保守契約を法人単位で結び、料金を下げる等指定管理料の運営費を低額に抑えるよう取り組んでいきます。

5 事業継続・承継について

事業継続（継承）に向けて、人材確保の他、通常時より、リモートワークやオンライン化など、様々な場面を想定したリスク管理を行います。また、事業活動を継続できるよう計画と準備を行い、必要に応じて設備投資するなど、効率的な運営を行っていきます。

**指定管理料提案書
(横浜市原宿地域ケアプラザ)**

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	11,259,063円	11,259,063円	11,259,063円	11,259,063円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	2,168,739円	2,168,739円	2,168,739円	2,168,739円
事業費	自主事業等については地域や活動団体の協力を仰ぎ、謝礼や経費の削減を図りながら、ニーズに対応した事業を行うための費用を算出しました。	□	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
事務費	購入物品を精査することで経費の削減を図ることとし、過去の決算額を元に算出しました。	□	3,388,198円	3,388,198円	3,388,198円	3,388,198円	3,388,198円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	6,860,000円	6,860,000円	6,860,000円	6,860,000円	6,860,000円
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
施設使用料相当額			-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計			23,229,000円	23,229,000円	23,229,000円	23,229,000円	23,229,000円
	うち団体本部経費						

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	24,552,777円	24,552,777円	24,552,777円	24,552,777円	24,552,777円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	4,283,811円	4,283,811円	4,283,811円	4,283,811円	4,283,811円
事業費	自主事業等については地域や活動団体の協力を仰ぎ、謝礼や経費の削減を図りながら、ニーズに対応した事業を行うための費用を算出しました。		□	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
事務費	購入物品を精査することで経費の削減を図ることとし、過去の決算額を元に算出しました。		□	1,150,000円	1,150,000円	1,150,000円	1,150,000円	1,150,000円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		□	1,826,000円	1,826,000円	1,826,000円	1,826,000円	1,826,000円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円			126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円			630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>			-136,588円	-136,588円	-136,588円	-136,588円	-136,588円
合計				32,532,000円	32,532,000円	32,532,000円	32,532,000円	32,532,000円
うち団体本部経費								

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
人件費	賃金水準 スライド対象			□	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費	自主事業等については地域や活動団体の協力を仰ぎ、謝礼や経費の削減を図りながら、ニーズに対応した事業を行うための費用を算出しました。	□	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
事務費	購入物品を精査することで経費の削減を図ることとし、過去の決算額を元に介護保険施設での負担分を考慮し算出しました。	□	396,044円	396,044円	396,044円	396,044円	396,044円	396,044円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>							
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	令和6年度介護予防普及強化業務委託事業計画を元に算出しました。	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費								

様式イー②

収支予算書
(横浜市原宿地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,229,000円	23,229,000円	23,229,000円	23,229,000円	23,229,000円
		地域包括支援 センター運営事業	32,532,000円	32,532,000円	32,532,000円	32,532,000円	32,532,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			62,100,000円	62,100,000円	62,100,000円	62,100,000円	62,100,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	13,668,615円	13,668,615円	13,668,615円	13,668,615円	13,668,615円
		居宅介護支援事業	36,510,699円	38,336,233円	38,336,233円	38,336,233円	38,336,233円
		通所系 サービス事業	104,199,992円	104,199,992円	104,199,992円	104,199,992円	104,199,992円
			154,379,306円	156,204,840円	156,204,840円	156,204,840円	156,204,840円
	その他収入		1,651,000円	1,651,000円	1,651,000円	1,651,000円	1,651,000円
			218,130,306円	219,955,840円	219,955,840円	219,955,840円	219,955,840円
支出	内訳	人件費	156,672,264円	158,082,314円	159,505,055円	160,940,601円	162,389,066円
		事業費	14,101,283円	14,101,283円	14,101,283円	14,101,283円	14,101,283円
		事務費	27,924,675円	27,924,675円	27,924,675円	27,924,675円	27,924,675円
		管理費	15,490,538円	15,490,538円	15,490,538円	15,490,538円	15,490,538円
		その他					
			214,188,760円	215,598,810円	217,021,551円	218,457,097円	219,905,562円
	うち団体本部経費						
	収支		3,941,546円	4,357,030円	2,934,289円	1,498,743円	50,278円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市原宿地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数	0.2000人	0.2000人	0.2000人	0.2000人	0.2000人
②	基礎単価					
	配置予定人数	1.6000人	1.6000人	1.6000人	1.6000人	1.6000人
③	基礎単価					
	配置予定人数	0.3000人	0.3000人	0.3000人	0.3000人	0.3000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
②	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
③	基礎単価					
	配置予定人数	0.2000人	0.2000人	0.2000人	0.2000人	0.2000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

高齢者の割合が高い原宿地域の課題の解決を目指し、福祉サービスの質の確保を継続的に実施できる体制づくりのため、所長、地域活動交流コーディネーター1名、生活支援コーディネーター1名は常勤専従とします。地域包括支援センターの職員については、指定管理者公募要項(施設別資料)2ページの通りの4人の人数と資格要件を満たした体制とします。また地域活動交流事業のサブコーディネーターと事務職員の配置をしていきます。

団体の概要

(令和 7年 2月 14日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんせいぼかい) 社会福祉法人 聖母会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒161-0032 東京都新宿区中落合2-5-1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)			
設立年月日	昭和27年 5月			
沿革	明治30年頃熊本市本妙寺境内に集まったハンセン病患者に、フランス人宣教師ジャン・マリー・コール師は救助の手を差し伸べ、マリアの宣教者フランシスコ修道会に援助を求めた。この要請に応え、救ハンセン病事業が始まり聖母会の発祥となった。その後、行路病死者の遺児や身寄りのない老人の世話をするため、各地に老人施設、養護施設、病院、保育所が設立された。			
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・訪問看護ステーション ・特別養護老人ホーム ・保育所 ・居宅介護支援事業 ・児童養護施設 ・地域包括支援センター ・助産施設 ・生活困窮者のための無料または低額な料金で診療を行う事業 ・横浜市高齢者住宅生活援助員派遣事業 ・児童家庭支援センター ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所事業 ・老人居宅介護等事業等 			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	総収入	8,229,021,645	7,964,090,020	8,143,822,790
	総支出	8,382,607,054	8,618,923,122	8,135,342,694
	当期収支差額	-4,597,478	-146,226,653	8,480,096
	次期繰越収支差額	7,747,513,270	7,865,686,111	8,398,908,024
連絡担当者	<p>【所 属】社会福祉法人聖母会本部事務局</p> <p>【氏 名】 [REDACTED]</p> <p>【電 話】03-3954-5061</p> <p>【F A X】03-5996-6810</p> <p>【E-mail】 [REDACTED]</p>			
特記事項				